加賀料理技術保存会事務局運営等支援業務委託実施要領

　上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

　令和７年８月１８日

１　事業の背景・目的

県では、令和５年４月、文化庁の動きに呼応し、部局横断で「石川県食文化推進本

部」を立ち上げ、食文化の魅力発信などに取り組んできた。

加賀料理については、国無形文化財への登録に向け、まず、加賀料理の文化財的価値

を明確にするため、令和５年から、文献調査や現地調査、アンケート調査を実施し、先

般、調査結果をとりまとめ、文化庁へ提出した。

また、国無形文化財への登録には、無形文化財の保持団体の設立が必要であることから、登録に必要な保持団体として、先月31日（木）、加賀料理技術保存会が設立された。

今後、同保存会の「事務局の運営」と保存・活用に向けた「次代を担う料理人の確保・育成、加賀料理の魅力発信などの団体の活動」に係る支援業務を委託するにあたり、事業者選定のため、公募型プロポーザルを行う。

【参考：加賀料理の文化財的価値】

１点目は、加賀藩と武家に由来する治部煮などの「料理」

２点目は、料理を引き立たせる九谷焼や輪島塗など伝統的工芸品の「器」

３点目は、掛け軸や花で節句や慶事、季節を表現するなど、「お客様へのもてなしの

演出」

これらが一体となった、いわば総合芸術と言える点

※詳細は「加賀料理実態調査報告書（概要版）」を参照のこと。

２　保存会の概要

　（１）所 在 地　 石川県金沢市鞍月１丁目１番地

　（２）事 務 局　　県商工労働部産業政策課内

　（３）役 　員　　会長　　大友 佐俊（大友楼）

　　　　　　　　 　副会長　浅田 久太（浅田屋）

前田 利幸（和之食はねや）

大友 佐悟（大友楼）

　　　　　　　 　　監事　　土屋 兵衛（金城樓）

　（４）会 員 数　　実人数６２名

（延べ人数：主人２８名、料理人３４名、女将・仲居等１５名）

　（５）店 舗 数 ３８店舗（金沢市：２５、小松市：６、加賀市：２、白山市：２、能美市：１、川北町：１、内灘町：１店舗）

　（６）活動内容　次代を担う若手料理人の確保・育成や加賀料理の魅力発信など

加賀料理の保存・活用に向けた取り組み

※詳細は「加賀料理技術保存会　設立総会資料」を参照のこと。

３　業務概要

　（１）委託名　 加賀料理技術保存会事務局運営等支援業務委託

　（２）委託内容　別添「加賀料理技術保存会事務局運営等支援業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

　（３）委託期間　契約締結日から令和８年3月31日まで

　（４）委託金額　上限2,100万円（消費税及び地方消費税含む）

４　参加資格

　企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織体制、人員、技術能力、資

金及び資金等の管理能力を含む。）を有している者であること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）公募開始日から契約締結の日までの期間において、石川県から指名停止を受けていないこと。

（４）平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度、契約締結までに競争入札参加者資格を有する者であること。

（５）参加申込書提出期限の１か月前までに納期限の到来した国税及び地方税を滞納していないこと。

（６）本業務に応募しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（７）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

（８）次のいずれにも該当しないものであること。

1. 石川県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者。
2. 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事務所の代表者、その他の団体の場合は代表者及び役員を言う。以下同じ。）が条例第２条第３号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
3. 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当する者。

ア.暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

1. 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。

　　　　 ウ.役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す

る等、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与してい

る者。

　　　　 エ.役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

者。

1. その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者。

５　参加手続き

（１）スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| ８月１８日（月） | 公募開始 |
| ８月２５日（月） | 質問書の提出期限　※当日１５時まで |
| ８月２９日（金） | 参加申込書の提出期限　※当日１５時まで |
| ９月　５日（金） | 申請書類の提出期限　※当日１７時まで |
| ９月下旬 | 委託候補者選定結果の通知 |

（２）質問の受付および回答

 本要項や資料の内容等についての質問は、簡易な内容確認を除き、「質問書」（様式３）により提出するものとする。

1. 質問期限
　令和７年８月２５日（月）１５時まで
2. 提出方法
　電子メールで提出（件名は「加賀料理技術保存会事務局運営等支援業務委託に関する質問」とし、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。）
3. 回答期限および方法
　回答は令和７年８月２８日（木）を目途に電子メールにより通知する。
4. その他
　本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれのある質問等には回答しない。

(３)応募費用の負担

　応募に際して必要となる経費は、すべて応募者の負担とする。

(４)提出先

　各種書類の提出先、質疑先および受付期間は次のとおりとする。

・提 出 先：加賀料理技術保存会事務局（県商工労働部産業政策課内）

・住　　　所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月１丁目１番地　行政庁舎１２階

・電　　　話：076-225-1507

・電子メール：syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

・受付期間：土日祝祭日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

６　申請書類の内容および提出方法

（１）申請書類

　　　本企画提案へ参加を希望するものは、以下の書類を提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 部数 |
| １ | 参加申込書（様式１－１）※共同事業体の場合は、参加申込書（様式１－２）※令和７年８月２９日（金）１５時までに提出すること | １部 |
| ２ | 会社概要（様式２） | １部 |
| ３ | 定款または寄付行為 | １部 |
| ４ | 直近３年間の決算報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類） | １部 |
| ５ | 都道府県税の納税証明書 | １部 |
| ６ | 消費税および地方消費税（国税）の納税証明書 | １部 |
| 7 | 企画提案書（後述(2)参照） | １０部 |
| ８ | 本業務委託の見積書 | １０部 |

（２）企画提案書の内容

　別添の仕様書に基づき、以下（ア）～（オ）の項目を所定枚数以内で整理して提案すること。（表紙は含めず、両面印刷の場合は２枚とみなす。）文字サイズは１０ポイント以上とし、ページ番号を記載すること。過去３年間に、当該業務と類似の業務実績があれば、記載すること。

（ア）企画提案の概要【Ａ３版１枚以内】

（イ）企画提案書【Ａ３版10枚以内】

別添の仕様書に定める業務の具体的な内容について、企画提案を行うこと。

提案にあたっては、以下の項目について、より高い効果が得られるような工夫

を盛り込むこと。

　　　　　 ・次代を担う若手料理人の確保・育成事業

　　　　　 ・加賀料理の記録・保存事業

　　　　　 ・加賀料理の魅力発信事業

　　　　　 ・その他、必要な事業

（ウ）業務実施体制【Ａ３版１枚以内】

（エ）業務実施スケジュール【Ａ３版１枚以内】

（オ）概算見積書【様式任意・枚数指定なし】

　　　　・別添の仕様書に定める本業務委託に要する全ての経費を含めて記載するこ

と。

　　　　・積算内訳も可能な範囲で記載すること。

【補足事項】

1. 企画提案書は、（様式４-1）を表紙とし、表紙の次に企画提案の概要（様式４-2）を添付すること。
2. 表紙、企画提案書、費用（概算）以外の様式は、Ａ３版で横書き、左綴じとすること。
3. 企画提案書等は返却しない。
4. 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

（３）提出期限

　　　令和７年９月５日（金）１７時まで

　　　※参加申込書は令和７年８月２９日（金）１５時まで

（４）提出場所

５の(４)に同じ

（５）提出方法

　　　持参又は郵送（書留郵便に限る。）により必要な部数を提出するものとし、併せて電子データも提出すること。郵送の場合は上記の提出期限必着とする。

（６）留意事項

一度提出した企画提案書等を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

７ 審査方法

（１）プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

（２）プロポーザルの審査

ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書及び提案書等の内容について審査要領に則り審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。

　　　イ 審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 評価基準 |
| １．事業目的の理解 | 1. 事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等が盛り込まれた提案内容となっているか。
2. 実現可能性が高く、具体的な提案内容となっているか。
 |
| ２．企画力 | 次代を担う料理人の確保・育成や加賀料理の魅力発信などの効果を高める工夫が盛り込まれた提案内容となっているか。 |
| ３．業務遂行力 | 1. 提案内容を適切に遂行できる実施体制（人員配置等）を構築しているか。
2. 提案内容を適切に遂行できる具体的なスケジュールが設定されているか。
3. 提案内容を適切に遂行できる専門性や過去の類似実績を有しているか。
 |
| ４．経費 | 費用対効果の観点から、提案内容を実現するための費用が盛り込まれた適切な経費となっているか。 |

ウ 参加者が１社の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合

的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定す

る。

エ 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに書面により通知

する。

オ 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

カ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと。

・提出書類に虚偽の記載を行うこと。

・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

８ 契約の締結等

（１）仕様書の協議等

選定した委託候補者と加賀料理技術保存会が協議し、委託契約に係る仕様を確定し

た上で契約を締結する。なお、仕様の内容は、提案のあった内容を基本とする。

（２）契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様に基づき改めて見積書を徴収し決定する。な

お、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

（３）その他

委託候補者と加賀料理技術保存会との間で行う協議が整わない場合、又は委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

９　応募に係る留意事項

（１）失格又は無効

　　　以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

　　　・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

・提出書類に虚偽の内容を記載した場合

・審査の公平性に影響を与える行為があった場合

・募集要項に違反すると認められる場合

・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

（２）著作権・特許権等に係る責任

　　　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負う。

（３）複数提案の禁止

　　　応募者は、複数案の企画提案書の提出はできない。

（４）その他

・本業務は、加賀料理技術保存会の運営支援および活動を初年度として行うもので

ある。業務の性質上、継続的かつ一貫した体制での支援が望ましいことから、翌

年度以降については、初年度業務の実施状況および成果物等を踏まえ、地方自治

法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により同一事業者に業務を

委託する可能性がある。ただし、随意契約の可否は、初年度の業務実績および評

価に基づき、予算の確保や必要な手続きを経たうえで、発注者が最終的に判断す

るものとする。

　　　・応募者は企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。

　　　・本業務の受託者は、本業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

　　　・本業務の受託者は、業務完了後５年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。